

令和8年10月1日

各保険医療機関開設者
各保険薬局開設者
保険医・保険薬剤師 様
各指定訪問看護事業者
受領委任取扱い施術所施術管理者
届出代行者・関係者

関東信越厚生局

届書等の「控」への受付印押印の終了について

平素より、社会保険医療行政の推進につきましてご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当局ではこれまで申請者等へのサービスの一環として、届書等の「控」への受付印押印を行ってまいりました。

しかしながら、近年電子申請の普及等により、受付確認の方法が多様化していることに加え、限られた業務体制の中で、より適正かつ迅速な審査業務を執行する必要があることから、受付印の押印について見直しを行うことといたしました。

このため、令和8年11月2日をもって窓口持参及び郵送による届書等の「控」に対する受付印の押印を終了させていただきますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 変更内容

窓口持参及び郵送による届出の際、当局にて実施していた届書等の「控」への受付印押印の廃止

2. 運用開始日

令和8年11月2日(月) 受付分より

3. 郵送による届出時の留意事項

- ・返信用封筒及び切手が同封されている場合であっても、届書「控」の返送はいたしかねます。返信用封筒・切手等は、返却させていただきます。
- ・レターパックなど、配達状況がわかるサービスをご利用いただきますようお願いいたします。

4. 電子申請等の利用について

「電子申請・届出システム」・「オンライン申請」の対象となっている申請・届書については、受付状況等の確認が可能です。利便性の向上のため、積極的な活用をお願いいたします。

保険医療機関等電子申請・届出等システム

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/chousa/denshishinsei_00001.html

保険医・保険薬剤師の登録等のオンライン申請

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/shinsei/shido_kansa/hoken_toroku/index.html